

## 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画（平成21年度から平成26年度） 総合評価について

## 【総合評価の評価基準】

- 1 目標を達成できなかった。
- 2 おおむね目標を達成することができた。
- 3 計画どおり目標を達成することができた。
- 4 目標を超える成果を得ることができた。

## 【集計結果】

目標		事業数	評価点の内訳				評価点の平均
			4点	3点	2点	1点	
1	利用者本位の仕組みづくりのために	17	0	12	4	1	2.65 点
2	安心して暮らせるまちづくりをめざして	17	0	10	7	0	2.59 点
3	いきいきとした暮らしを支える仕組みづくりのために	17	0	12	4	1	2.65 点
4	みんなでつくる支えあいのまちづくりをめざして	18	0	12	3	3	2.50 点
5	福祉のまちづくりをめざして（物理的なバリアフリー）	26	1	15	5	5	2.46 点
合計		95	1	61	23	10	2.56 点
構成比		100%	1.1%	64.2%	24.2%	10.5%	

## 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画（平成21年度から平成26年度） 総合評価について

（評価点1または評価点2の事業）

## 1 評価点1（目標を達成できなかった。）の事業

目標	番号	事業名	担当部署	備考
1 利用者本位の仕組みづくりのために	4	カラーバリアフリーガイドラインの作成（新規）	地域福祉推進課	カラーバリアフリーに特化したガイドラインの作成はしていないが、平成22年度に発行した『府中市福祉のまちづくり施設整備ハンドブック』の中で、色覚障害者への配慮として色の選び方の指針を定めている。
3 いきいきとした暮らしを支える仕組みづくりのために	38	新しい助け合い活動の研究	地域福祉推進課	福祉の観点からの「地域通貨（エコマネー）」や「コミュニティファンド」の活用は未実施だが、市では登録店で利用できる商品券の販売や市民提案型市民活動支援事業を通して、地域の活性化や協働によるまちづくりを推進している。
4 みんなでつくる支えあいのまちづくりをめざして	56	文化センターを活用した福祉活動の推進	市民活動支援課	予算の削減に伴い、各事業とも、規模及び回数面で平成20年を下回ってしまっている。事業規模が小さくなってしまった中で、回数あたりの参加者数はあまり減少していないが、より地域の高齢者のニーズに合わせた事業を各センターで実施する必要がある。
	63	商店会との連携	障害者福祉課	商店会との協力や空き店舗の活用に関する検討は未実施だが、府中駅南口再開発に伴う見直しの中で、当事者の社会参加及び市民との交流の場である「は～もにい」の運営存続について協議している。
	68	地域コーディネーター（仮称）の育成・配置（新規）	地域福祉推進課	計画期間内では未実施だが、改定後の計画に基づき、平成28年度から地域福祉コーディネーターを順次配置する。
5 福祉のまちづくりをめざして（物理的なバリアフリー）	71	バリアフリーマップの見直し・充実	地域福祉推進課	バリアフリーマップの改訂にかかる予算の確保ができなかった。
	83	バリアフリー整備状況調査の実施（新規）	地域福祉推進課	番号71「バリアフリーマップの見直し・充実」と併せて実施を考えていたが、バリアフリーマップの改訂にかかる予算が確保できず、必要な調査を行うことができなかった。
	93	まちのサイン調査の実施（新規）		
	94	視覚障害者用誘導ブロックの整備状況調査（新規）		
	95	カラーバリアフリーガイドラインの作成（再掲）（新規）	地域福祉推進課	カラーバリアフリーに特化したガイドラインの作成はしていないが、平成22年度に発行した『府中市福祉のまちづくり施設整備ハンドブック』の中で、色覚障害者への配慮として色の選び方の指針を定めている。

目標1 利用者本位の仕組みづくりのために

○ 計画事業内容のとおり実施  
 △ 計画事業内容の一部を実施  
 × 未実施

方針	施策	番号	事業名	21	22	23	24	25	26	総合評価
(1) 情報収集の充実	①生活問題の実態把握	1	生活問題の実態把握	×	○	○	×	○	×	3
(2) わかりやすく利用しやすい情報提供の推進（情報のバリアフリー）	①わかりやすい情報提供の仕組みづくり	2	わかりやすい情報提供	○	○	○	○	○	○	2
	②情報利用のアクセスの確保	3	情報利用のアクセスの確保	○	○	○	○	○	○	2
	③カラーバリアフリーガイドラインの作成	4	カラーバリアフリーガイドラインの作成（新規）	△	△	×	×	×	×	1
(3) 相談・権利擁護事業の充実	①相談窓口の連携強化	5	相談窓口の連携強化	○	○	○	○	○	○	2
	②利用者の立場に立った相談体制の充実	6	利用者の立場に立った相談体制の充実	○	○	○	○	○	○	2
	③苦情相談窓口の充実	7	苦情相談窓口の充実	○	○	○	○	○	○	3
	④権利擁護事業の充実	8	権利擁護事業の充実	○	○	○	○	○	○	3
	⑤市民後見人の養成	9	市民後見人の養成（新規）	○	○	○	○	○	○	3
(4) 福祉サービスの質の確保	①事業者団体への支援	10	事業者団体への支援	○	○	○	○	○	○	3
	②利用しやすいサービス情報の提供	11	福祉サービス第三者評価制度の普及・促進	○	○	○	○	○	○	3
(5) 幅広く使いやすい制度の推進	①使いやすい制度づくり	12	使いやすい制度づくり	○	○	○	○	○	○	3
	②当事者参加・参画の仕組みづくり	13	協議会等への参加推進	○	○	○	○	○	○	3
		14	ワークショップ・懇談会の開催	○	○	○	○	○	○	3
	③制度の普及	15	制度の普及	○	○	○	○	○	○	3
		16	広報の充実	○	○	○	○	○	○	3
		17	多様な広報手段の取組	○	○	○	○	○	○	3

【総合評価の評価基準】	
1	目標を達成できなかった。
2	おおむね目標を達成することができた。
3	計画どおり目標を達成することができた。
4	目標を超える成果を得ることができた。